

生涯学習バス 利用の手引き

地域の生涯学習活動を行う団体が、学習・研修活動を行う時に使用するバスの借上げ費用に補助金を交付します。

対象者

- ① 金沢市公民館連合会
- ② 地区公民館振興協力会（内部組織を含む）
- ③ 金沢市校下婦人会連絡協議会
- ④ 地区婦人会（内部組織を含む）
- ⑤ 市内の幼稚園・保育所等・義務教育諸学校の PTA や育友会
- ⑥ 高砂大学校同窓会各期・同窓会員により構成される自主グループ（中央公民館彦三館が認定しているグループ）
- ⑦ 上記以外の社会教育・生涯学習関係団体（団体登録が必要です）

対象事業

- 上記の対象者が主催する学習・研修活動
- 行程に2か所以上、生涯学習関係施設を含むこと

このような事業は対象となりません！

- 慰安・遊興・営利活動・政治活動を目的とするもの
- 親睦や交流を主たる目的とするもの
- 15人未満による活動

利用の条件

- 1団体につき年2回まで利用可能です
- 1回あたりの台数制限はありません
- 運行距離や時間制限はありません

助成金額

- バスの借上に必要な経費が補助対象となりますが、有料自動車道の通行料金・駐車料金は含みません
- 補助金の上限は7万円で、千円未満は切り捨てとなります
- 計算式

	借上料が 45,000 円以下の場合	借上料が 45,000 円を超える場合
式	借上料－5,000 円	40,000 円＋（借上料－45,000）× 1/2
計算例	<u>①借上料 38,300 円の場合</u> 38,300－5,000＝33,300 円 【助成額：33,000 円】	<u>①借上料 98,500 円の場合</u> 40,000＋（98,500－45,000）× 1/2 ＝66,750 【助成額：66,000 円】 <u>②借上料 120,000 円の場合</u> 40,000＋（120,000－45,000）× 1/2 ＝77,500 【助成額：70,000 円】

利用の流れ

1. 団体登録（研修前々月末まで）

団体登録が必要な団体は、研修前々月末までに必要書類を提出してください。

提出書類

- 団体登録申請書
- 構成員（役員）名簿
- 団体規約
- 活動内容がわかる書類

2. 補助金認定申請（研修前月 20 日まで）

研修が事業として認められるか審査を行います。

提出書類

- 生涯学習団体バス借上費補助金認定申請書
- 傷害保険加入を証明するもの（領収証のコピーなど）

※バスの手配・予約等は各団体で行ってください

3. 研修活動の実施

参加人数と訪問場所がわかる写真（集合写真）の撮影をお願いします。

実績報告の際、研修の効果をご記入いただきますので、メモ等を取りながらの研修をおすすめします。

4. 実績報告（研修から 15 日以内）

研修が事業として適切に行われたか審査を行います。

実績報告の内容によっては、補助金の交付が認められない場合もございますので、適切にご記入いただきますようお願いいたします。

提出書類

- 補助金交付申請書（補助事業の経費の配分・補助事業の効果・収支決算書・補助事業の結果報告書）
- バス借上料領収証
※金額の内訳がわかるもの（旅行会社・バス会社からの請求書など）のご提出をお願いする場合がございます
- 参加人数、訪問場所がわかる写真（集合写真）
- 請求書（振込先が分かるもの）
※振込先が団体名義の口座ではない場合、「申立書」もしくは「委任状」の提出が必要です。詳しくは生涯学習課までご相談ください。

5. 補助金の支払い

指定の口座に補助金をお支払いします。